

各会議等における意見と対応

都市再生協議会（R6.8.20（第3回目））

網掛け

…意見を踏まえ計画書を修正したもの

No.	ページ	項目	意見	対応	意見者
1	P44 P45	計画目標の設定	<u>目標値に中間目標値を設定</u> し、評価しやすいようにするのはいかがか。	関連する計画の中で5年後の目標値が示されているものなどは、 <u>中間目標を示しました。</u>	小原委員
2	P104 ～P107	避難体制と減災対策	備前堀では水害等の影響はあるのか。	下市地区においては、地形的にも低く、洪水浸水想定区域に含まれていますが、避難体制や減災対策を行うことでリスクの低減を図っております。	服部委員

第1回地域別意見交換会（R6.7.24～R6.8.29）

意見の内容	No.	ページ	項目	意見	対応	意見者
区域内外の格差	1	p3	〈参考〉立地適正化計画とは	都市機能誘導区域に山根地区は入っていない。 <u>中心地に全てを持って行って</u> 、山根はその手伝いをするような計画なのか。全く山根地区のことは考えていないのか。 <u>地方を大事にしないとまちは発展しない。</u>	都市機能誘導区域は、市街化区域内で、かつ、商業、業務等の都市機能が一定程度集積している区域や、公共交通により周辺からアクセスのしやすい都市の拠点周辺に設定し、都市機能と居住の誘導を図るものです。一方で、本市においては、郊外の既存集落についても、その維持に努め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組むこととしております。 立地適正化計画は、御意見のように中心市街地に全ての都市機能や居住を集めようとする計画ではございませんことから、 <u>多くの皆様が疑問に感じている質問に分かりやすく答えるページを立地適正化計画に追加いたしました。（P3）</u>	山根
	2	P26	居住誘導区域とは	水戸市子育てまちなか住宅取得補助金は <u>居住誘導区域が対象</u> であり、うちの子供が帰ってきてても補助が受けられないため <u>不公平</u> である。木葉下から人が出て行ってしまう政策であり良くない。	水戸市子育てまちなか住宅取得補助金は、まちなかの賑わいの創出及びコミュニティの維持・形成を図りつつ、居住誘導区域への居住を誘導する施策の一つです。 市街化調整区域における既存集落につきましては、居住誘導区域外の既存集落の維持に努め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組むことを位置付けました。（P26） <u>移住促進については、移住支援金の支給等を市内全域を対象に実施しており、農村部においては、就農開始支援事業として必要経費の補助を行うほか、地域おこし協力隊制度も活用しながら新規就農者の確保等に取り組んでいます。</u>	山根
	3	P26	居住誘導区域とは	<u>田舎を犠牲にして</u> 、まちなかが恩恵を受けるということはあってはならない。 コンパクトシティにすることで、田舎にどういう利益があるのか。 <u>田舎とまちなかのギャップ</u> どう埋めるかを考えてほしい。	本市が目指すコンパクトシティは、今後の人口減少・高齢化の進行を踏まえ、都市核をはじめとする各拠点に都市機能を集積するとともに、郊外の集落部についても、良好な生活環境と地域コミュニティの維持を図ることとしております。 そのため、 <u>居住誘導区域に含めない既存集落についても、その維持に努め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組むことを、立地適正化計画に位置付けました。（P26）</u> 地域に即した既存集落を維持していく手法につきましては、今後、地域の皆様と検討していきたいと思っております。	山根

区域内外の格差	4	P26	居住誘導区域とは	エリア指定になっていた箇所が水害の関係で外されてしまった。不公平に感じる。 コンパクトシティの考え方は間違っている。どうして今住んでいるところに家を建てさせないのか。 誘導と簡単に言うが、もし本当に中心市街地に誘導したいのなら、お金を払って強制的に移すくらいやるべき。	令和4年の都市計画法の改正により、災害リスクの高いエリアはエリア指定区域から除外することが明確にされました。そのため、本市では、土砂災害警戒区域及び浸水深3メートル以上の浸水想定区域をエリア指定区域から除外したところ。 なお、立地適正化計画は、居住誘導区域へ強制的に移住させるものではなく、住み慣れた郊外の既存集落に住み続けていただくために地域特性に応じた居住環境の維持に努めることとしておりますので、その旨が分かりやすいように立地適正化計画に記載しました。(P26) 地域の土地利用の在り方につきましては、今後地域の皆様と協議を進めて参りたいと考えております。	国田
	5	P26	居住誘導区域とは	コンパクトシティを進める中で、取り残される国田などは、<u>消滅してしまうのか。</u> 若い人が居住誘導区域に行くと、子どもがいなくなり学校も無くなる。そうなれば徐々に人がいなくなってしまうが、市はそういう先を見据えて色々やっているのかを聞きたい。	居住誘導区域に含めない郊外の既存集落につきましては、その維持に努め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組むことを考えており、その内容につきましては、立地適正化計画に位置付けました。(P26) 地域の土地利用の在り方につきましては、今後地域の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。	国田
	6	P26	居住誘導区域とは	コンパクトシティを進めていくと、いずれは周辺を段階的に放棄していくことになる。<u>土地を放棄して移動しろ</u>と言うなら、その保証はしてもらえるのか。また、移動した先のコミュニティはどうしてくれるのか。 人はそんなに簡単に移動できるものではない。価値がそんなになくても家は簡単に放棄できるものではない。市はどんな援助をしてくれるのか。	本市が目指すコンパクトシティは、今後の人口減少・高齢化の進行を踏まえ、都市核をはじめとする各拠点に都市機能を集積するとともに、郊外の集落部についても、良好な生活環境と地域コミュニティの維持を図ることとしております。 御意見のとおり、住み慣れた地域を離れることは簡単なことではありませんので、既存の暮らしを続けることができるまちづくりに取り組むことを、立地適正化計画に位置付けてまいります。	双葉台
	7	P37	施策体系	居住誘導区域には、<u>どのように誘導しようとしているのか。</u>	都市機能及び居住を誘導するための施策につきましては、施策体系を整理し、立地適正化計画に位置付けました。 具体的には、子育てまちなか住宅取得支援事業や市街化区域における住宅や宅地等のストックを活用した若い世代が住宅を取得しやすい施策の検討などを位置付けました。(P37)	城東

具体的な施策	8	P26 P40	居住誘導区域とは	居住を誘導する施策に具体性がない。 居住者が自然に誘導区域に移るのを待っていては、何十年もかかってしまう。 実効性のない計画でコンパクトシティが失敗している市町村は多くある。 <u>不便なところから便利なところに移住させる施策や、税金を優遇する、または移住支援金等が必要。</u> 移住を決意をさせなければ、まちが明かない。 「東京に住む子どもと一緒に住むならいくら」、「高齢者なら賃貸で安く借りられる」というように世帯構成に合わせて訴求していかなければ実現できない。 そこを工夫していくことが大事である。	今後の人口減少・高齢化の進行を踏まえると、生活サービスを維持するには、コンパクトなまちを目指す必要があります。そのため、中長期的な展望を見据えて緩やかな誘導を図るとともに、立地適正化計画に位置付けた誘導施策(P40)の「<u>水戸市子育てまちなか住宅取得補助金</u>」等の取組みやさらなる住みかえ支援策も検討を進めてまいります。 一方で、居住誘導区域外にお住まいの方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組むことも重要でありますことから、同計画に居住誘導区域外の区域の取組等について位置付けました。(P26)	石川
	9	P2	計画の期間	本計画に市が総力を挙げたとしても、10年でできるのか疑問に感じる。 10年で実現させるというなら、<u>具体的な施策を見せてもらいたい。</u>	都市計画マスタープランや立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示すものであるため、実現には相当な期間が必要です。 そのため、その実現に向けては、中長期的な展望を見据えて計画を策定することとしておりますが、一方で、各事業の実施時期が分かりにくいとの御意見が多くあったことから、現在、具体的に決まっているものにつきましてはその時期を明示いたしました。	妻里
評価	10	P6～8	立地適正化計画	これまでの<u>計画の振り返り</u>はしているのか。	計画の策定に当たっては、各施策における成果をはじめ、現状と課題等を確認したうえで策定しております。 なお、御意見を踏まえ、<u>第1次計画に定めた計画目標に基づく成果の評価(P6～8)を掲載しました。</u>	城東
	11	P50, 51	転入元の分析	これまでの計画できたこと、<u>できなかったことの原因を踏まえ</u>、新しい計画を作るべきである。	計画の策定に当たっては、各施策における成果をはじめ、現状と課題等を整理したうえで策定しております。なお、御意見を踏まえ、第1次計画に定めた計画目標に基づく成果の評価(P6～8)を掲載しました。 また、<u>人口動向に関する詳細な分析を行い、付属資料に掲載しました(P50, 51)。</u>	柳河
	12	P6～8	立地適正化計画(第1次)の評価	これまで1次計画及び2次計画と重ねてきたが、10年スパンの中で、<u>出来たこと、出来なかったこと</u>の分析を伺いたい。	計画の策定に当たっては、各施策における成果をはじめ、現状と課題等を確認したうえで策定しております。 なお、御意見を踏まえ、第1次計画に定めた計画目標に基づく成果の評価(P6～8)を掲載いたしました。	渡里

防 災	13	P34	主な取組方 針（エリア 別）	上大野はハザードマップで浸水深 5 m以上となっているが、防災指針 に地区名がない。人口密度が低いから リスクが無いということか。	立地適正化計画の防災指針において、上大野は「那珂川流域」に含まれており、洪水浸水のリスクを低減することを位置付けております。	上大野
	14	P36	実施プログラ ム	防災指針にはハード的な取組指針 があるが、柳河地区は、 防災教育な どのソフト事業も大事 なので、位置 付けてほしい。	御意見のとおり、防災・減災対策はソフト対策も重要であることから、立地適 正化計画の防災指針に「市民の防災知識の普及啓発」等のソフト対策を位置付け ました。（P36）	柳河
	15	P36	実施プログラ ム	常澄は海拔10m以上の場所は少な い。 3 m以上の浸水 が見込まれる・ 垂 直避難が難しい と評価されているが そこに住む人はどうすればよいの か。 下大野地区などは地区内に逃げ場 がなく、常澄は、防災の観点で取り 残されるエリアが多いと思う。	当該地区につきましては、平常時から防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織 に対する支援などを実施することで地域防災の促進を図ることや、那珂川の水位 上昇が起きる前に高台の避難所への早めの避難を促すなど、各種ソフト対策等につ いて、立地適正化計画の防災指針の施策に位置付けました。（P36）	国田
人 口 減 少	16	P6～8	立地適正化 計画（第1 次）の評価	数年前にコンパクトシティの説明 を受けたが、現在で成果は何かある か。 エリア指定の3,000人増は、コンパ クトシティの結果としての増なの か。 市街化調整区域の1,000人減少は自然 減であり、誘導区域に移ったもの ではない。 コンパクトシティというのは、30 年50年、100年先には絶対必要になっ てくる。我々は10年20年で考えるの で不便さを感じるが、このままでは ライフラインが将来維持できなくな る可能性は、我々の地区にもあるの ではないかと思う。	計画の策定に当たっては、各施策における成果をはじめ、現状と課題等を整理 したうえで策定していることから、第1次計画に定めた計画目標に基づく成果の 評価（P6～8）を掲載しました。 御意見のとおり、人口減少・高齢化が進展する中、持続可能なまちにしてくた めにはコンパクトなまちを目指す必要がありますが、その実現に向けては、中長 期的に取り組むことが重要です。そのため、エリア指定区域のみにおいて人口が 増加している状況を踏まえ、居住誘導区域への住みかえ支援策を検討すること等 についても、立地適正化計画に位置付けました。	飯富

区域拡大	17	P26	本市における居住誘導区域の考え方	コンパクトシティの目的がライフラインのコストダウンであれば、国田の中学校跡地や、飯富のまとまった区域等にも一定の居住誘導区域を確保してはどうか。	コンパクトシティは、都市の拠点に都市機能や居住の誘導を図るものであり、その特性上、立地適正化計画における居住誘導区域は、市街化区域内に定めることとなっていることから、本地域に居住誘導区域を設定することはできません。 御意見をいただきました国田中学校跡地等の活用をはじめとする、地域の土地利用の在り方につきましては、今後、地域の皆様と協議・検討していきたいと考えております。	飯富
将来ビジョン	18	P44	計画目標の設定	人口推移は載っているが、将来予測はどのように考えているのか。維持したり、子どもを増やしたりするなら新たな施策が必要になる。	本市においては、2016（平成28）年をピークに人口減少局面に入っており、人口減少を抑制する必要があります。そのため、医療福祉の充実や多様な雇用の場の創出など、都市の魅力を高める施策を総合的に展開しながら、若い世代を中心とした移住・定住を加速させてまいります。 また、御意見を踏まえ、居住誘導区域の人口密度等の目標指標を設定し（P44）、その実現に向けた施策（P37）を位置付けました。	新莊
計画期間	19	P44, 45	計画目標の設定	計画期間10年は長い。今は <u>5年スパンで考えるべき</u> である。	都市計画マスタープランや立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示すものであるため、他都市では10年以上の計画期間を設定していることが多いですが、本市では、第7次総合計画に合わせ10年間の計画期間とするものです。 立地適正化計画は、5年ごとに評価を行い、必要に応じて計画見直しを行ってまいりたいと考えております。 なお、関連する計画の中で <u>5年後の目標値</u> が示されているものなどは、中間目標を示しました。	内原
表現	20	P26 P3	居住誘導区域とは <参考>立地適正化計画とは	立地適正化計画において、「 <u>誘導</u> 」という言葉が各所に入っているが、「定住」や「集積」など、 <u>違う文言を考えて欲しい</u> 。 住居を誘導することによって住みやすい都市ができるとは思わない。	「都市機能誘導区域」及び「 <u>居住誘導区域</u> 」は、 <u>法律で定義された区域の名称</u> となりますので、その使用については御理解をお願いします。 なお、立地適正化計画は、 <u>居住誘導区域へ強制的に移住させるものではなく</u> 、住み慣れた郊外の既存集落に住み続けることができるよう、地域特性に応じた居住環境の維持に努めることとしておりますので、 <u>その旨が分かりやすいように立地適正化計画に記載いたしました。（P26）</u> また、多くの皆様が疑問に感じている質問に分かりやすく答えるページを立地適正化計画に追加いたしました。（P3）	国田
	21	P14～25	誘導施設	誘導施設とは何か。 見川地区は、文化施設の位置付けがない。郊外の幼稚園は残しているのになぜ見川の幼稚園をなくしたのか。 誘導施設についても考え方は理解に苦しむところであり、市の方針は間違っているのではないか。	誘導施設とは、市民の共同の福祉や生活利便性の維持・向上のため、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設です。本地域には、見和図書館や徳川ミュージアム等の文化施設が立地しておりますが、都市機能誘導区域ではないため、立地適正化計画上の位置付けはしていません。 市立幼稚園につきましては、園児数の減少等に対応するため、「水戸市立幼稚園の再編方針」を策定し、見川幼稚園を含む9園を廃止した一方、保護者のニーズや地域の実情等を踏まえて、7園を認定こども園や3年保育へ移行するなど、市立幼稚園の再編を計画的に進めています。今後も2園の廃止を予定しており、市立幼稚園の適正規模・適正配置を進めてまいります。	見川

国土交通省 関東地方整備局ヒアリング（R6.9.13～R6.12.18）

No.	ページ	項目	意見	対応	意見者
1	P49	図1-3 メッシュ別 人口密度の 予測	市街化調整区域の人口が増えている中では、都市計画制度による強い土地利用コントロールなどの検討が必要です。	市街化調整区域の人口が増えていることについては、令和4年4月に都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度において、文言による指定を削除して区域を限定したほか、区域を約312ha縮小しました。 また、宅地開発の整備が著しく進む地域について、同年10月に地区計画を策定したこと等により、土地利用のコントロールを図っているところであり、現在の当該区域内の余剰地等を勘案すると、人口の増加については今後抑えられると考えています。	関東地整
2	P7, 8 P37～P42	都市機能の誘導に関する評価 都市機能及び居住を誘導するための施策	<u>分析と課題の整理</u> をふまえた施策の見直しを検討をすべきである。	目標未達成の項目について、その <u>分析評価を7、8ページに記載し</u> 、併せてその結果に応じた施策の位置づけや改善策等を37～42ページのとおり実施します。	関東地整
3	P44, 45	計画目標の設定	目標未達成の場合、誘導区域の見直しを含め、施策の見直しを行うべきであり、 <u>目標値を下げる場合は、合理的な理由の整理を行い、目標値の設定にあたっては、考え方や算出方法をしっかり明示してください。</u>	今回設定した目標のうち、目標値を下げた指標とその理由については以下のとおりです。 ・都市機能の誘導に関する目標値 →第1次計画では病院や保育所等の増加を目標としていましたが、病院については、水戸医療圏内でその在り方等に関して協議されているほか、保育所についても充足しており、新規立地を進める状況にないことから、既存の施設の維持を目標とします。 ・歩行者通行量 →関連計画である第2期水戸市中心市街地活性化基本計画と整合をとり、当該計画の目標値を基に推計した数値を目標値とします。 ・路線バス利用者数 →関連計画である水戸市地域公共交通計画と整合をとり、当該計画の令和10年度の目標値を維持した値とします。 なお、以上のことについては第10章の各目標値に設定の理由等を記載します。 また、居住誘導区域内における人口密度の目標値の設定については、いただいた御意見を踏まえ、目標値を下げず、第1次計画計画の目標値を継続し50.3人/haとします。	関東地整

4	P44 P45	計画目標の設定	立適の計画期間は、手引きでも「概ね20年後の都市の姿を展望、その先の将来も考慮」となっております。現計画も計画期間が短く、見直し素案も10年間と短いものとなっています。立適の緩やかな誘導の効果を検証するために長期的な計画期間での策定ご検討をお願いします。計画期間が短い他の <u>計画目標を中間目標として設定</u> する方法もあります。	本市においても目指す都市像は長期的な展望を見据えて設定しています。しかし、計画に位置付ける具体的な施策等については、本市における最上位計画である総合計画や都市計画マスタープランと整合を図る必要があることから、計画期間は、それらの計画にあわせて令和6年から令和15年の10年間としています。 なお、御意見を踏まえ、関連計画に概ね5年後の目標値の位置付けがあるものについては、 <u>中間目標を参考値として記載</u> しました。	関東地整
5	P13 P25 P45	都市機能誘導区域位置図 拠点ごとの誘導施設の設定 計画目標の設定	当初計画の評価を踏まえ、誘導区域、誘導施設、誘導施策を <u>どのように考えているのか（継続しているのか、見直しているのかなど）をわかるように記載することが望ましい</u> です。	都市機能誘導区域については、都市の拠点となるべき区域を設定しています。そのうち、下市地区において、人口の減少率が他の拠点に比べて大きいことや、区域の一体性を踏まえ、拠点の区域を広げることで、区域内の誘導施設の維持・誘導や居住環境の整備を図っていくことを位置付けました。（P13） 誘導施設については、第1次計画では病院のみを誘導施設としていましたが、現状で一定規模以上の病院の立地が難しいこと等を踏まえ、身近な医療機関としての診療所（内科、外科又は小児科）を誘導施設に追加しました。（P25） また、これまで高齢福祉機能として誘導施設としていた通所施設については、現状として施設の車両による送迎が基本であり、施設の立地が必ずしも居住の誘導に繋がらないことに加え、施設の性質として市内の各地域に根差した施設であることから、誘導施設に設定しないこととしました。（P25） なお、 <u>第1次計画からの主な変更点について、説明を加えました。</u> （P13, P25, P45）	関東地整
6	P109～	資料4 都市機能誘導区域（下市地区）の設定	下市地区の都市機能誘導区域の見直し（拡大）を行うとのことですが、 <u>当初はどのような考えで都市機能誘導区域を設定していて、評価をふまえ、どのような考えで見直すのか、整理し、記載頂くことが望ましい</u> です。	下市地区は、古くから本市東部地区の生活拠点として重要な地区であり、商店街を中心に位置付けた商業地域を都市機能誘導区域に設定しました。 しかし、人口の減少率が他の拠点に比べ大きいことや、区域の一体性等を踏まえ、拠点の区域を商業地域の周辺まで広げることで、区域内の誘導施設の維持・誘導や、居住環境の整備を図っていくことを位置付けました。 <u>都市機能誘導区域（下市地区）の拡大については、付属資料に掲載しました</u> （P109）。	関東地整
7	P104～107	避難体制と減災対策	市域全域を対象に分析等を行っていると思われるが、 <u>誘導区域内外で同じ対策・施策なのではないか（誘導するのであれば、より具体的な取組対策等を講じるべきでは）。</u>	防災指針の制度の趣旨を踏まえ、災害のリスク分析及び対策については、居住誘導区域に関わらず市内全域を対象とし、住民の安全が確保されるよう施策を位置付けております。 なお、 <u>災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定については、付属資料に掲載しました。</u> （P104～P107）	関東地整

茨城県調整会議（R6.8.28～R6.11.21）

No.	ページ	項目	意見	対応	意見者
1	P39	居住誘導区域への住みかえの促進	エリア指定区域内の人口が増えていくことを踏まえ、どのように誘導していく考えか教えてください。	各拠点の都市機能の充実を図るとともに各拠点間の交通ネットワークの強化を進めることで、都市機能誘導区域の魅力や居住誘導区域の利便性を高め、エリア指定区域を含む居住誘導区域外からの居住の誘導を行います。また、市街化調整区域については、開発許可制度などの適正な運用により、秩序ある土地利用の規制、誘導を図ることを施策に位置付けております。	都市計画課
2	P44, 45	計画目標の設定	公共交通以外の各指標について、現行計画の目標値より低い目標値とした理由と考え方を教えてください。	①誘導施設の種類については、病院や保育所等、施設の需要や立地の可能性を勘案し、既存の誘導施設を維持することを基本としております。 ②中心市街地の歩行者通行量については、コロナ禍等の影響により低下した通行量等を勘案し設定しております。 なお、第2期水戸市中心市街地活性化基本計画と目標年度が異なるため、推計値としております。 ③居住誘導区域内における人口密度については、本市における人口推計が減少に転じていること、また、現在も居住誘導区域内の人口が減少していること等を踏まえ、今回の見直しを基準年として、人口を維持していくこととしております。 コロナ禍における外出自粛やテレワークの普及により歩行者通行量は大きく減少し、現在は回復傾向にはあるが、以前の水準には戻っていない状況である。変化した働き方やライフスタイルの変化等が戻ることも想定されないことから歩行者交通量については、現行計画より低い目標値にしております。	都市計画課
3	P45	公共施設の合理的な活用	<u>公共施設の目標値を変更</u> したことの理由と考え方を教えてください。	現行計画において目標としていた「 <u>誘導施設である公共施設の都市機能誘導区域への集約・複合化</u> 」について、 <u>現在、誘導区域内における新たな公共施設の設置及び集約複合化の予定はありません。</u> そのため、 <u>市保有の公共施設の延床面積（総面積）の縮減は維持・管理費等の削減につながる</u> ことから、今回の指標を公共施設の合理的な活用を計る指標として設定しました。	都市計画課
4	P30	対象とする災害	桜川・涸沼川・藤井川における浸水継続時間については、県で作成した区域図もあるため、記載していただきたい。	御指摘を踏まえ、「※国管理区間に限る」を削除しました。	河川課
5	P53	洪水浸水想定区域	計画規模降雨の確率について、以下案を参考に修正していただきたい。（那珂川：100年、涸沼川、桜川、藤井川：50年） 案）100年に1回程度 → 100～50年に1回程度	御指摘のとおり、「100～50年に1回程度」としました。	防災・危機管理課